質問主意書提出

七月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

死刑の執行に関する質問主意書（水野賢一提出）（第二一二号）

自衛隊が海外活動で外国人等を拘束した場合に関する質問主意書（水野賢一提出）（第二一三号）

人事異動

財務省

（東京国税局査察部長）財務事務官　高橋　俊一

大臣官房企画官を命ずる（七月十七日）

（外務省経済協力開発機構日本政府代表部参事官）外務事務官　八原　正夫

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる

国税庁に出向させる（七月二十三日）

農林水産省

（農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室長）農林水産事務官　平中　隆司

外務省に出向させる（七月十六日）

（経営局就農・女性課課長補佐）農林水産技官　野島　昌浩

農林水産技術会議事務局総務課調整室長に昇任させる（七月十八日）

水産庁

（水産庁漁政部漁政課長）農林水産事務官　新井ゆたか

辞職を承認する（七月二十日）

最高裁判所

仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補・仙台簡易裁判所判事　小暮　紀幸

横浜地方裁判所所判事補に補する

横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる

兼ねて横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる

横浜家庭裁判所川崎支部判事補に補する

川崎簡易裁判所判事に補する（七月二十二日）

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年７月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年７月27日

経済産業大臣　宮沢　洋一

国土交通大臣　太田　昭宏

記

改正された日本工業規格

国内貨物コンテナー外のり寸法及び共通仕様	Z1610
国内保冷コンテナ	Z1611
国内一般貨物コンテナ	Z1627
貨物コンテナー上部つり上げ金具及び緊締金具	Z1629

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年７月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年７月27日

経済産業大臣　宮沢　洋一

国土交通大臣　太田　昭宏

記

廃止された日本工業規格

国内保冷コンテナの保冷性能試験方法	Z1612

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、宮城労働局の関係事業主を代表する者川瀬郁朗の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年７月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年８月５日

４　推薦書及び添付書類提出先　宮城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者丹羽章量の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年７月27日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成27年８月５日

４　推薦書及び添付書類提出先　滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。